

財政運営計画

【策定目的】

第6次草津市総合計画の施策・事業の推進を図るため、未来への責任ある政策論議を行い、事業の「選択」と「集中」により、厳しい財政状況が見込まれる中にあっても、地域経営を進める上で重要な今後3年間の具体的な施策を明らかにすることを目的とする。

【計画期間】

令和7年度から令和9年度（3年間）
ただし、対象期間は4年間（令和7年度から令和10年度まで）

【対象事業】

①継続事業

現計画（令和6年度から令和8年度）に計上されている事業

②新規事業

事業費総額（計画から竣工）が1億円以上のハード事業
新規事業は原則として令和9年度を起点とする。
（新たな財源確保が得られる事業は、令和7年度を起点可）

業務見直し工程表(スクラップロードマップ)

◆働き方改革の目指す姿と取組内容を示した「Kusatsu Smart ProjectⅡ」において、『PLAN1「職員の意識改革と多様で柔軟な働き方の実現」』の具体的な取組の一つとして位置付けられていることから、財政運営計画・重点政策マネジメント事業の**新規・拡大事業を要求する場合は、必ず「業務見直し工程表（スクラップロードマップ）を提出**すること。

◆各部局の財政マネジメントにおける分権型予算制度を推進していることから、各部局のマネジメントにより策定した工程表により削減された経費については、枠配分から減額しないこととする。

今後のスケジュール(予定)

5月13日（月）

6月20日（木）

6月下旬 ～ 7月中旬

7月下旬 ～ 8月上旬

8月中旬 ～ 8月下旬

9月中旬

10月中旬

部長会通知
提出期限
ヒアリング・財政フレーム作成資料依頼
部長間調整
理事者協議
計画策定
議会報告・市民への公表

重点政策マネジメント事業

【策定目的】

財政運営計画の対象とはならないものの、同期間内において実施を予定しているソフト事業等の新規・拡大施策についても、予めその財政的な影響を把握するとともに、政策議論を通じて事業の優先順位を判断することを目的とする。

【計画期間】

令和7年度から令和10年度（4年間）

【対象事業】

①新規事業

全体事業費(R7～R10)が1千万円以上のソフト事業、1千万円以上1億円未満のハード事業（修繕事業は1億円以上であっても重点政策マネジメント事業対象）
※ただし、下記のリーディング・プロジェクトのいずれかに該当する事業のみを対象

●第6次草津市総合計画第1期基本計画リーディング・プロジェクト
「未来を担う子ども育成プロジェクト」
「地域の支え合い推進プロジェクト」
「にぎわい・再生プロジェクト」
「暮らしの安全・安心向上プロジェクト」

第6次草津市総合計画第2期基本計画におけるリーディング・プロジェクトは検討中であるため、第1期基本計画のリーディング・プロジェクトを踏襲する。

②理事者より政策議論が必要とされた事業

「令和6年度における各部局の課題整理および組織目標」にかかる理事者ヒアリング等において、理事者より財政運営計画等で政策議論が必要とされた事業
※金額要件：全体事業費1千万円以上
※健幸都市づくり・地域共生社会、ゼロカーボンシティくさつに関する事業については、金額要件なし（ただし、提出にあたっては、各担当課（健康福祉政策課、温暖化対策室）と事前協議要）

③継続事業

令和2～令和5年度重点政策マネジメント事業および直近の総務部枠外協議経費等のうち、総務部にて重点政策マネジメント事業対象経費に区分した事業

【注意事項】

新規・拡大事業に関わらず、事業の実施は、各部における現員体制での対応を基本とし、業務量の増加に伴う執行体制への影響については、既存事業の廃止や効率化によって対応すること。
昨年度に引き続き、要件に合致しない要求は理由の如何を問わず認めない（受付しない）。

対象事業			金額要件 【全体事業費(R7～R10)】	要件	スクラップ ロードマップ
①	新規（拡大）事業	ソフト事業	1千万円以上	リーディング・プロジェクトに該当すること	必須
		ハード事業	1千万円以上1億円未満		
②	理事者より政策議論が必要とされた事業		1千万円以上		
③	継続事業		なし	総務部にて重点政策マネジメント対象として区分した事業	任意

各 部 長 様

総 務 部 長
総合政策部理事
(経営・DX戦略担当)

草津市総合計画推進のための財政運営計画および業務見直し工程表（スクラップロードマップ）の策定について（通知）

草津市総合計画に掲げる事業を推進するために、財政運営計画（R7～R9）および業務見直し工程表（スクラップロードマップ：R7～R9）を策定します。

つきましては、下記のとおり事業計画表等の提出をお願いいたします。

記

1 提出書類

- ・財政運営計画事業計画表…様式1
- ・重点政策マネジメント事業計画表…様式2
- ・業務見直し工程表…様式3
- ・その他添付書類（**1事業につき、5枚まで。**）

※提出する添付書類については、事業の内容や目的、スケジュール、課題、図面、事業費・財源積算等をわかりやすくまとめたものを基本とします。積算の根拠となっている資料（設計書・見積書・補助金制度資料等）については、別途、担当から提出を求めることがあります。

※様式は電子キャビネット内「財政課→財政運営計画→令和6年度→様式」と「経営戦略課→行政経営係→スクラップロードマップ→2024」にあります。

※提出にあたっては、部局内で様々な視点から議論を重ね、事業の必要性、費用対効果、複数案の比較などの整理・検証を行ってください。

2 対象事業等

別添の「財政運営計画（R7～R9）策定方針」および「業務見直し工程表（スクラップロードマップ：R7～R9）策定方針」を参照してください。

3 提出期限

令和6年6月20日（木）正午〔厳守〕 ※期限後の提出については、一切受付いたしません。

4 提出方法

各部でとりまとめの上、下記のとおり提出してください。

① 様式1・2

- ・財政課へ紙媒体で5部提出し、
「#庁内回答用→総務部→財政課→財政運営計画」にデータを貼付してください。
- ・【**人件費の要求があるもののみ**】職員課へ紙媒体で5部提出し、
「#庁内回答用→職員課→財政運営計画」にデータを貼付してください。

※なお、事業の実施は、各部における現員体制での対応を基本とし、新規・拡大事業に係る人件費の増は原則認めないので、要求にあたっては留意のこと。

- ・【**健幸都市づくり関連事業**】財政課への提出と併せて、健康福祉政策課へ4部提出してください。
- ・【**ゼロカーボンシティくさつ関連事業**】財政課への提出と併せて、温暖化対策室へ4部提出してください。

② 様式3

- ・「#庁内回答用→総合政策部→経営戦略課→スクラップロードマップ→提出先→新規」にデータを貼付してください。

総務部 財政課 財政係 長谷

内線 2134 外線 561-2304

総合政策部 経営戦略課 行政経営係 米田

内線 2244 外線 561-6544

財政運営計画（R7～R9）策定方針

本年度の財政運営計画等について

本市の財政状況については、社会保障関係経費をはじめ、人件費や施設の維持管理費など義務的経費が増加の傾向にあり、全体の予算規模は高い水準で推移し、毎年の予算編成において、基金の取り崩し等により、財源不足を補てんする厳しい収支構造が続いている。その結果、財政構造の弾力性を示すとされる経常収支比率は、税収が増加傾向にある近年の決算においても高い水準となっている。

今後は、第6次草津市総合計画の将来ビジョンである「ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津」の実現に向けて、現在策定中である第6次草津市総合計画第2期基本計画に基づき、施策・事業を推進していく必要がある一方で、物価高騰、社会・国際情勢等の変動がもたらす影響や、人口減少・縮小型社会に適切に対応しつつ、厳しい財政環境の中においても本市が今後も持続可能な基礎自治体として発展し続けていくためには、これまで以上に行財政改革に取り組み、効果的な財政運営を進めることが重要である。

以上のことから、本年度の財政運営計画等については、上記の財政状況等を認識し、真に必要な事業の検討や実施時期の見直しを含めた事業の必要性の検証を行うこと。

1. 基本的事項

（1）計画の目的

- ・財政運営計画（以下「本計画」という。）は、総合計画の施策・事業の推進を図るため、未来への責任ある政策論議を行い、事業の「選択」と「集中」により、厳しい財政状況が見込まれる中にあっても、地域経営を進める上で重要な今後3年間の具体的な施策を明らかにすることを目的とする。

（2）計画の期間

- ・本計画の期間は、令和7年度から9年度までの3年間とする。
（現計画（令和6年度～令和8年度：以下省略）を時点修正する。）

（3）計画の運用方法

- ・本計画は固定方式により運用する。⇒「2. 対象事業」を参照
- ・なお、計画の背景となる社会経済情勢の変化や事業実施における課題の状況等に応じて、毎年度必要な見直しを加える。

(4) 計画策定の考え方

- ・本計画は、原則として現時点における可能な限りの情報をもとに作成する中・長期の財政フレームの限られた財源の範囲において作成する。
- ・既に計画された事業であっても時代のニーズを適宜反映し、必要な見直しを積極的に行いながら、最も事業効果が高く、その成果を市民へ早期に還元できるよう戦略的な事業見直しを行う。
- ・本計画の対象とはならないものの、同期間内において実施を予定しているソフト事業等の新規・拡大施策についても、予めその財政的な影響を把握するとともに、政策論議を通じて事業の優先順位を判断するため、本計画とは別に『重点政策マネジメント事業』の審査・調整を行う。

2. 対象事業

(1) 財政運営計画

現計画を固定した上で今後4年間（令和7年度から令和10年度）に行う必要のある事業で、以下の①②のいずれかに該当するもの。

本計画は固定方式としているため、【新規事業】については原則として令和9年度以降とすること。ただし、国・県等の制度の改正や、事業承認により新たな財源の確保が得られる事業は、令和7年度を起点とすることが出来る。（固定方式の例外）

なお、本計画への計上は3年間（令和9年度まで）である。

① 【継続事業】・・・現計画に計上されている事業

② 【新規事業】・・・総額（基本計画から事業完了まで）が1億円以上のハード事業（単なる修繕工事を除く。）

※本計画については、議会はもとより全市民へ公表されるものであることを留意の上、各部局の責任において十分に内容等を精査すること。

(2) 重点政策マネジメント事業

本計画対象事業（上記（1））以外で、今後4年間（令和7年度から令和10年度まで）に行う必要のある事業で、以下の①～③のいずれかに該当するもの。

なお、対象を事業実施の有無や制度設計等について政策論議が必要なものに限定しているところであり、要件に合致しない要求は理由の如何を問わず認めないので留意のこと。

- ① **【新規事業】**…全体事業費（４年間の総額）が１千万円以上のソフト事業、および１千万円以上１億円未満のハード事業（修繕は１億円以上可）。
施設の新築・増築に伴い発生するランニングコストの増加等を含む。ただし、以下のリーディング・プロジェクトのいずれかに該当する事業のみを対象とする。

＜リーディング・プロジェクト＞
「未来を担う子ども育成プロジェクト」
「地域の支え合い推進プロジェクト」
「にぎわい・再生プロジェクト」
「暮らしの安全・安心向上プロジェクト」

- ※ 事業計画については、第６次草津市総合計画の内容を踏まえたものとする。
- ※ 第６次総合計画の第２期基本計画におけるリーディング・プロジェクトは検討中であるため、第１期基本計画のリーディング・プロジェクトを踏襲する。

- ② **【理事者より政策議論が必要とされた事業】**…「令和６年度における各部局の課題整理および組織目標」にかかる理事者ヒアリング等において、理事者より財政運営計画等で政策議論が必要とされた事業のうち、全体事業費（４年間の総額）が１千万円以上の事業。

※健康都市づくり（市民の健康増進や「健幸」への関心を高めることなどを直接の目的としたものに限る。）・地域共生社会の推進に資する施策・事業（新規・拡大）については、市の総合政策として積極的に推進すべき取組であることを踏まえ、全体事業費が１千万円未満であっても対象とする。

なお、提出にあたっては、健康福祉政策課と事前協議を行うこと。また、事業内容等を健康福祉政策課からヒアリングを行うことがあるので留意のこと。

※ゼロカーボンシティくさつに関する必要な施策・事業については、令和３年度に、議会と共同で気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言を

行い、積極的に推進すべき取組であることを踏まえ、全体事業費が1千万円未満であっても対象とする。

なお、提出にあたっては、温暖化対策室と事前協議を行うこと。また、ゼロカーボンシティくさつに関する必要な施策・事業とは、令和5年4月26日付温発第8号で各所属長に確認依頼のあった草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）行程表に記載されている施策・事業とし、事業内容等を温暖化対策室からヒアリングを行うことがあるので留意のこと。

- ③ 【継続事業】…令和2～令和5年度の重点政策マネジメント事業および直近の総務部枠外協議経費等として措置された事業のうち総務部にて重点政策マネジメント事業対象経費に区分した事業

・【継続事業】の区分について

枠配分経費……事業費に増減の少ない継続的な事業（扶助費含む）

枠配分外経費…経常的な事業、人件費等であるが、年度により事業費の増減があり、枠配分になじまない事業

重点政策マネジメント事業対象経費

…事業実施にあたり課題があり議論すべき事業

※ ただし、枠配分経費、枠配分外経費に区分した事業であっても、令和7年度以降に拡充すべき事業であれば、当該拡充部分が上記①・②のいずれかに該当する場合に限り、重点政策マネジメント事業としての要求を可とする。

※ 令和2年度から令和5年度までの重点政策マネジメント事業および令和6年度当初予算にて措置された直近の総務部枠外協議経費等の区分については別表のとおりとする。

※ 枠配分外経費に区分した事業については、各事業の令和7年度調整額を上限として当初予算要求を可とし、事業間における調整額の流用は不可とする。また、当該上限額を超えた分は枠配分経費で対応のこと。

3. 各種計画等との整合

(1) 草津市総合計画

第6次草津市総合計画第1期基本計画の内容を踏まえるとともに、別途、

総合政策部において実施される施策評価の内容を反映し、本計画との整合性を十分に図ったものとする。

また、市長政策集や、現在策定中である第6次草津市総合計画第2期基本計画も見据えた上で、事業展開を図ること。

(2) 草津市健幸都市づくり基本方針

個人や地域の健康づくりに加えて、産学公民の連携、健康産業の振興、都市計画や公共インフラ整備の観点からの健康へのアプローチなど、健幸都市の実現を目指した事業展開を図ること。

(3) 気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言

令和3年度に、議会と共同で気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言を行ったことから、「ゼロカーボンシティくさつ」の実現に向けて具体的な脱炭素施策の展開を図ること。

(4) 草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

近い将来訪れる人口減少局面で生じる様々な課題を最小限に食い止めつつ、人口減少対策および地方創生に資する取組の考え方を示す総合戦略の視点を踏まえたものとする。

(5) 草津市公共施設等総合管理計画

当該計画に基づき、公共建築物の新設、更新等に当たっては、PPP／PFI手法の活用やアウトソーシングを含む民間活力の導入等の可能性の検討を行うとともに、既存施設の統廃合等を前提として施設整備等の検討を行うこと。

なお、下記の点に留意すること。

- ・公共施設等の管理に関する基本的な方針に基づき、令和17年度末の計画期間終了時における人口一人あたりの公共建築物延床面積を計画策定時の値である2.6㎡/人以下に維持すること。

- ・「草津市PPP／PFI手法導入優先的検討方針」に基づき、事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造または改修を含むもの）、または、単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うもの）については、PPP／PFI手法の導入を優先して

検討することとしているため、経営戦略課と協議を行うこと。

・事業の必要性や目的の妥当性、ライフサイクルコスト等について、十分な検証を行うこと。

(6) 業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

徹底した歳出削減や「スクラップ・アンド・ビルド」を行うことにより、主体的に部内予算のマネジメントを行い、部長自らが経営感覚を持って、事業の選別を厳しく行うこと。なお、働き方改革の目指す姿と取り組み内容を示した「Kusatsu Smart Project II」においても、『PLAN1「職員の意識改革と多様で柔軟な働き方の実現」』の具体的な取組の一つとして、「スクラップロードマップの推進」が位置付けられていることに鑑み、本計画および重点政策マネジメント事業の要求にあたり、新規・拡大事業を要求する場合は、必ず様式3（業務見直し工程表（スクラップロードマップ））を提出すること。

・提出様式

提出様式の記載方法は、別添の『各様式記載要領』および「業務見直し工程表（スクラップロードマップ：R7～R9）策定方針」を参照すること。

	提出書類
財政運営計画	【様式1】
重点政策マネジメント事業	【様式2】
業務見直し工程表（スクラップロードマップ）	【様式3】

(7) その他計画

今年度において計画を策定し、令和7年度以降に事業展開を予定しているものについては、事業内容が当該計画と整合性のとれたものとなるように十分留意のこと。

4. 予算編成等との関係

(1) 予算要求

・本計画および重点政策マネジメント事業に未計上であって、「2. 対象事業」に該当するものについては、原則として予算要求を認めない。

(2) 予算配分枠

- ・枠配分額と本計画、重点政策マネジメント事業および業務見直し工程表（スクラップロードマップ）との関係は、以下の①②③のとおりとする予定なので留意されたい。

① 財政運営計画

- ・本計画に計上した事業費の一般財源は、市としての優先的施策であることから、枠配分外経費として各部への予算枠配分前に優先的に確保する。

② 重点政策マネジメント事業

- ・重点政策マネジメント事業において措置された事業費の一般財源は、昨年度と同様に枠配分外経費として取り扱うものの、予算編成時点の財政フレーム上の不足額の状況を勘案した上、重点政策マネジメント事業の査定状況に応じて要求部における予算配分枠から一定程度を直接減額するので留意のこと。（別添「令和6年度財政運営計画事業・重点政策マネジメント事業審査結果・予算見積対応表」参照のこと）

③ 業務見直し工程表（スクラップロードマップ）

- ・各部局の財政マネジメントにおける分権型予算制度を推進していることから、各部局のマネジメントにより策定した工程表により削減された経費については、枠配分から減額しないこととする。

(3) その他

- ・本計画等の作成にあたって、指示事項として提示された内容については、予算要求時までには必ず整理しておくこと。
- ・財政運営計画および重点政策マネジメント事業は、予算見積時の上限を定めるものであって、予算措置を担保するものではないので留意すること。

5. 提出において留意すべき事項

(1) 昨年度指示事項への対応

- ・昨年度に計画に計上されなかった事業については、当時の内示における指示事項の解決を図った上で提出すること。
- ・継続事業を提出する場合は、令和5年度の決算および令和6年度予算措置等を反映するものとし、予算編成時の課題などがある場合は、必ずその解

決を図るとともに解決策を提示すること。

- ・昨年度指示事項および解決策については、様式1、2の「実施に当たっての課題・問題点」の欄に記載すること。

(2) 新たな財源の確保

国庫支出金、県支出金等の特定財源の確保に努め、財源の動向には細心の注意を払い、情報収集に努めるとともに、新たな補助金等を含め、積極的な財源取り込みにより、可能な限り市の財政負担の抑制を図ること。

また、依存財源の確保のみならず、可能な限り自主財源を中心とした財政構造を目指すため、令和4年9月に策定した「草津市寄附型クラウドファンディング活用指針」に基づく取組など、柔軟な発想をもって新たな財源の確保を検討すること。なお、本計画に計上した事業および重点政策マネジメント事業において措置された事業のうち、クラウドファンディングの活用が考えられる事業については、次年度の当初予算要求にあたり、別途、総合政策部（経営戦略課）からの協議があることに留意すること。

(3) その他

- ・財政運営計画事業の要求にあたっては、将来の財政的な影響を把握するため、施設整備費に加えて、施設整備後のランニングコストについても、明示のこと。
- ・重点政策マネジメント事業における新規・拡大事業については、既存事業の廃止・見直しによりその財源を捻出することとする。
- ・各部局の主体的なマネジメントによる事務事業の点検を引き続き実施し、事務事業の改革・改善を図ること。
- ・事業の検討にあたっては、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の観点から、AI・RPA等の先端技術を活用した業務プロセスの再構築等、デジタル技術を活用することにより、市民サービスの向上と行政サービスの効率化を積極的に推進すること。
- ・複数の部局に関連する事業にあっては、関係部課相互において十分に協議・調整を図ること。
- ・新規・拡大に関わらず、事業の実施は、各部における現員体制での対応を基本とし、業務量の増加に伴う執行体制への影響については、既存事業の廃止や効率化によって対応すること。ただし、各部局内での検討の結果、事業の実施に伴い、やむを得ず会計年度任用職員の任用等が必要な場合は、

事業費の積算に当該職員費を含めて計上することとし、総合政策部（職員課）にも様式・資料等を提出すること。なお、本計画および重点政策マネジメント事業の対象事業であって、関連する職員費の計上がない場合は、原則として予算要求を認めないので留意のこと。

・提出時の添付資料については、1事業につき5枚までとするので留意のこと。

6. 今後のスケジュール（予定）

5月13日（月）	部長会 通知
6月20日（木）	提出期限（厳守）
6月下旬～7月中旬	ヒアリング・財政フレーム作成資料依頼
7月下旬～8月上旬	部長間調整
8月中旬～8月下旬	理事者協議
9月中旬	計画策定
10月中旬（調整中）	議会報告・市民への公表

業務見直し工程表(スクラップロードマップ:令和7年～令和9年)策定方針

1 策定の背景・目的

全国的な少子高齢化や人口減少、それに伴う地域経済の縮小など、自治体を取り巻く環境は厳しさを増しており、本市においても、多様化・複雑化する行政課題への対応や社会保障関係経費をはじめとする義務的経費の増加などにより、財政構造の硬直化が進み機動的な財政運営が難しくなっています。

こうした状況の中、健全な行政経営を行うためには、時代に応じた行政サービスの最適化を図ることが必要であり、平成29年度から全庁的な取組として、実施事業等の課題整理や手法の検討および関係者等への説明過程を「見える化」した業務見直し工程表(以下、「スクラップロードマップ」という。)を策定しています。

また、働き方改革の目指す姿と取組内容を示した働き方改革ロードマップ「Kusatsu Smart Project II」では、『PLAN1「職員の意識改革と多様で柔軟な働き方の実現」』の具体的な取組の一つとして、「スクラップロードマップの推進」を位置付けていることから、事業費の削減につながるものにとどまらず、職員の負担軽減など働き方改革を推進するものについて、各所属長を中心に見直しを検討の上、スクラップロードマップの提出をお願いします。

2 対象期間 令和7年度から令和9年度までの3年間

※ 策定にあたっては、令和7年度当初予算へ反映(予定)する事業を含め、令和6年度からの準備行為を含めた工程表の策定を行うものです。

3 対象事業等 以下の基準のいずれかに該当する事業等

- ① 費用対効果に見合わない、または、費用対効果が見えにくい事業等
- ② 時代の潮流や流行に伴い開始したものの、見直しの時期を逸し、現在まで継続している事業等
- ③ 終期の設定がある事業等(サンセット)
- ④ 対象者は限定されていないが、行政サービスの対象者が固定化されている事業等
- ⑤ 行政サービスとして水準が高すぎると考えられる事業等
- ⑥ 取組実績がない、または少ない事業等
- ⑦ 市として取り組むのではなく、他の主体(NPO等)により取り組んだ方が効果的であると考えられる事業等
- ⑧ 他に類似の事業があり、それらの事業と統廃合で対応できると考えられる事業等
- ⑨ 人件費の削減など、事務事業の効率化が期待できる事業等

※ 各施策評価との連動を図った見直しとなるよう留意し、これまでの評価結果により見直しを実施すべき事業等は積極的に提出してください。

※ 対象事業等の廃止や見直しにあたっては、DX(デジタルトランスフォーメーション)の観点から、BPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)手法による業務プロセスの抜本的な見直しや、先端技術の活用を含めた業務プロセスの再構築等により、市民サービスの向上と行政サービスの効率化を積極的に推進してください。

※ 対象事業等については、別途、経営戦略課から提案・調整する場合があります。

4 提出資料

① 様式3 業務見直し工程表(スクラップロードマップ)

※ 様式はデスクネットのキャビネット内「経営戦略課→行政経営係→スクラップロードマップ→2024」にあります。

※ 記載要領を参照の上、必要事項を入力してください。

② その他関係資料(業務内容や事業開始の経緯、見直し内容がわかる資料等)

※ 回答いただいた事業等は、「廃止、縮小、手法の見直し」の検討対象とするもので、提出をもって、廃止等を確約するものではありません。

5 提出方法・提出期限

① 提出方法:様式3のファイル名を所属名に変更した上で、関係資料と併せて「草津市／#庁内回答用／経営戦略課／スクラップロードマップ／提出先／新規」に提出してください。

※ 対象項目が複数ある所属は、一つのファイルに項目ごとのシートを作成してください。

② 提出期限: 令和6年6月20日(木) 正午

6 ヒアリングについて

提出内容について、各所属にヒアリングを実施します。

日程は、6月下旬～7月上旬を予定しています。(別途、調整を行います。)

7 今後のスケジュール(予定)

令和6年 5月13日(月)	各課照会
6月20日(木) 正午	提出期限
6月下旬 ～ 7月上旬	各課ヒアリング・審査
7月中旬 ～ 7月下旬	総務部(財政課)、理事者協議
7月下旬	内示
8月上旬 ～ 8月中旬	対象事業最終調整
8月下旬	対象事業の決定
10月以降	議会報告、対象事業等の課題整理等

8 事業等の廃止や見直しに対する対応

① 各部局の主体的なマネジメントにより、新たにスクラップロードマップを作成したものについては、「廃止・見直し」により削減された経費は枠配分からの減額は行いません。

② 人材育成制度では、業績評価と行動評価による評価を行っています。

行動評価では、職員に求められる行動である「実践事項(コンピテンシーモデル)」と連動

させた人事評価を実施します。経営層(部長、副部長)および課長級(所属長、施設長、参事)に限らず、すべての職階において評価項目に「改善・改革を推進する」を設定していることから行政経営および業務負担軽減の視点をもった見直しを積極的に検討してください。

9 その他

- ①財政運営計画および重点政策マネジメント事業の要求にあたり、新規・拡大事業を要求する場合は、必ず様式3を提出してください。
- ②記載内容等で不明な点があれば、経営戦略課までお問い合わせください。

担 当	経営戦略課(7階) 米田、田中
連絡先	内線 2244 外線 561-6544